

## 選挙運動費用の公費負担(選挙公営)が拡大されました

令和4年9月18日執行の七ヶ宿町長・七ヶ宿町議会議員選挙から選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度が拡大されます。

### 選挙公営制度とは

資産の多少に関わらず、立候補や選挙運動の機会均等が図られることを目的に、一定の範囲内で町が選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

また、選挙公営制度の拡大と併せて、町議会議員選挙に供託金制度が導入されました。

### 対象となる選挙運動費用

①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスター作成に関する費用が限度額の範囲内で公費負担の対象となります。ただし、公費負担の対象となるのは、供託物が没収されない場合に限られます。

<供託物没収点>

- ・町長選挙に係る供託物没収点 有効投票の総数×10分の1
- ・町議会議員選挙に係る供託物没収点 (有効投票の総数÷議員定数) ×10分の1

### 公費負担の種類と供託金額

選挙の種類	選挙運動用自動車	選挙運動用ビラ	選挙運動用ポスター	供託金
町長選挙	○	○	○	50万円
町議会議員選挙	○	○	○	15万円

### 公費負担の対象及び限度額

#### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分	基準限度額 (A)		選挙運動期間 (B)	限度額 (A) × (B)
ハイヤー方式	64,500円		5日間	322,500円
個別契約方式	自動車の借入れ	16,100円		80,500円
	燃料費	7,700円		38,500円
	運転手の雇用	12,500円		62,500円

#### (2) 選挙運動用のビラの作成

選挙の種類	上限額 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A) × (B)
町長選挙	5,000枚	7円73銭	38,650円
町議会議員選挙	1,600枚		12,368円

#### (3) 選挙運動用ポスターの作成

選挙の種類	上限額 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A) × (B)
町長選挙	17枚	541円31銭×17+	79,203円
町議会議員選挙	(町のポスター掲示場数)		

投票日 **9月18日(日)** 告示日 9月13日(火)

# 七ヶ宿町長選挙・七ヶ宿町議会議員一般選挙

※投票については、9月号でお知らせします。

## 【立候補予定者に対する説明会開催】

- 日時 8月12日(金)  
午前9時～ 七ヶ宿町長に立候補を予定している方対象  
午前10時30分～ 七ヶ宿町議会議員に立候補を予定している方対象
- 場所 七ヶ宿町開発センター2階 農林指導センター
- 内容 ①七ヶ宿町選挙管理委員会から立候補届出等について説明  
②白石警察署から選挙運動用自動車、道路交通法等について説明  
③郵便事業株式会社から選挙運動用葉書等について説明 ほか

みんなの願いきれいな選挙



## 【投票立会人募集】

	投票立会人	期日前投票立会人
申込資格	七ヶ宿町の選挙人名簿に登録されている、選挙権のある方	
日時	9月18日(日) 午前6時30分～午後7時10分	9月14日(水)～9月17日(土) いずれも午前8時20分～午後8時10分
場所	各地区投票所	七ヶ宿町役場1階 町民ホール
報酬	日額10,700円(所得税が控除されます)	日額9,500円(所得税が控除されます)
募集人数	各投票所に2人ずつ ※応募者が多数の場合は抽選とします。	4日間で合計最大8人まで ※応募者が多数の場合は抽選とします。 なお、応募者が少ない場合は、複数日の立会をお願いすることがあります。
申込方法	選挙管理委員会へ申し込んでください	
申込期限	8月26日(金)まで	
その他	①昼食は各自、ご準備ください。夕食は準備いたします。 ②期日前投票立会人は、複数の日を申し込むことも可能です。 ③投票立会人と、期日前投票立会人の両方を申し込むことも可能です。 ④選挙管理委員会が立会人に適当でないと判断した場合は、解任もしくは選任しない場合があります。	

●お問い合わせ・申込 七ヶ宿町選挙管理委員会 ☎37-2111